

2. 特定施設届出地区

特定施設届出地区は、本市の骨格となるような幹線道路のうち、本市を最初に印象づける玄関口となる場所です。

特定施設届出地区では、特定施設及び附帯施設の新築、新設、増築、改築、移転、外観の変更を行う際の事前の届出により、「特定施設等に関する行為の制限（景観形成基準）」に沿った調和のとれた美しい沿道景観の形成を進めます。

(1) 届出対象行為

以下に該当する建築物等の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更（修繕若しくは模様替又は色彩の変更）を行う場合は、市長への届出を必要とします。

□特定施設一覧

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号若しくは第5号又は同条第6項4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ店 マージャン屋 ゲームセンター ラブホテル 等
危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く。）	ガソリンスタンド 等
飲食店業を営むための施設	レストラン 喫茶店 等
物品販売業を営むための施設	スーパーマーケット 専門店 等
物品貸付業を営むための施設	レンタルビデオショップ 貸自動車業 等
旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設	ホテル 旅館 等

□届出対象行為

行為の種別	届出対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> 当該行為のかかる部分の床面積が10㎡を超えるもの 当該行為のかかる部分の面積が10㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> さく、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さが1.5mを超えるもの 記念塔、物見塔、煙突、高架水槽その他これらに類するもので、高さが5mを超えるもの 鉄筋コンクリート柱、金属製又は合成樹脂性で、柱の高さが5mを超えるもの 遊戯施設、立体駐車場で高さが5m又は築造面積が10㎡を超えるもの

2. 特定施設届出地区

特定施設届出地区は、本市の骨格となるような幹線道路のうち、本市を最初に印象づける玄関口となる場所です。

特定施設届出地区では、特定施設及び附帯施設の新築、新設、増築、改築、移転、外観の変更を行う際の事前の届出により、「特定施設等に関する行為の制限（景観形成基準）」に沿った調和のとれた美しい沿道景観の形成を進めます。

(1) 届出対象行為

以下に該当する建築物等の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更（修繕若しくは模様替又は色彩の変更）を行う場合は、市長への届出を必要とします。

□特定施設一覧

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号若しくは第5号又は同条第6項4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ店 マージャン屋 ゲームセンター ラブホテル 等
危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く。）	ガソリンスタンド 等
飲食店業を営むための施設	レストラン 喫茶店 等
物品販売業を営むための施設	スーパーマーケット 専門店 等
物品貸付業を営むための施設	レンタルビデオショップ 貸自動車業 等
旅館業法第2条第2項に規定する営業を行うための施設	ホテル 旅館 等

□届出対象行為

行為の種別	届出対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> 当該行為のかかる部分の床面積が10㎡を超えるもの 当該行為のかかる部分の面積が10㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> さく、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さが1.5mを超えるもの 記念塔、物見塔、煙突、高架水槽その他これらに類するもので、高さが5mを超えるもの 鉄筋コンクリート柱、金属製又は合成樹脂性で、柱の高さが5mを超えるもの 遊戯施設、立体駐車場で高さが5m又は築造面積が10㎡を超えるもの